



# 新公会計info

第4号 2017.6.1発行

新公会計検討委員会事務局





# 本号の内容

- 平成28年度の検討状況等

-  よくわかるシリーズ

「よくわかるシリーズ」では、新公会計制度においてキーワードとなる用語について、わかりやすく解説します。

今回は、「固定資産と減価償却」について解説します。



# 平成28年度の検討状況等

新公会計導入に向けて平成28年度は次のことを行いました。

(ア)「品川区新公会計制度基本方針」の決定(平成28年4月)  
内容は区ホームページで公表

(イ)管理職向け「新公会計制度」説明会の開催(平成28年4月28日)

(ウ)第1回作業部会の開催(平成28年6月15日)

(エ)「新公会計info」創刊号の発行(平成28年9月30日)  
新公会計に係る取り組みを広く伝達するために、不定期情報紙「新公会計info」を創刊

(オ)新公会計制度推進シンポジウム2016の開催(平成28年11月21日)  
「新公会計制度推進シンポジウム2016」に主催者である新公会計普及促進連絡会議のメンバーとして参加



次ページへ

# 平成28年度の検討状況等(続き)



(カ)「新公会計info」第2号の発行(平成28年12月5日)

(キ)職員向け研修の開催(平成28年12月14日～15日)

主に管理職、一般職対象に新公会計研修「公会計の意義・必要性を理解する」を開催。502名出席。

(ク)「新公会計info」第3号の発行(平成29年2月28日)

(ケ)第2回作業部会の開催(平成29年3月16日)

(コ)公会計検討委員会の開催(平成29年3月23日)

○上記のほか、各作業グループと事業者による財務会計システム検討・構築作業を随時行いました。

## 「固定資産」と「減価償却」のはなし

今年度、1億円で学校の建物を建設しました。この1億円は今年度の費用なの？



新公会計では、それぞれの会計年度の行政サービスに要した費用をより適切にあらわす工夫がなされています。→【参考】第3号 よくわかるシリーズ「発生主義」(コストの見える化)

建物のように、長期にわたって行政サービスに利用される資産(「固定資産」といいます)は、その取得にかかった費用を行政サービスが提供される期間(使用される期間)に配分するのが適切と考えられます。

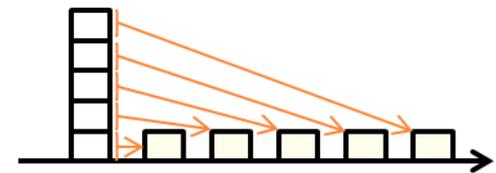
たとえば、この校舎が20年使えるとすると、1億円を20で割って、毎年500万円ずつ費用にしていきます。すると、1年後の校舎の会計上の価値は、9,500万円ということになります。

この配分手続を「減価償却(げんかしょうきやく)」といいます。

減価償却の方法には、毎年同じ金額で配分する定額法や期首の固定資産の帳簿価額に一定の率を乗じて配分額を決める定率法などがありますが、品川区は定額法を採用します。

また、固定資産を使用できる期間を「耐用年数」といい、建物(資産)の種類や構造により、それぞれ年数を定めています。

使用によって固定資産の価値が徐々に減っていくというのは、一般的な感覚と合致するものではないでしょうか。



取得価額を配分するイメージ  
(5年間の例)



次号以降も、新公会計に関する様々な情報を提供してまいります。

